

## ウェブページ公開に関する規程

### (目的)

第1条 鳥取県教育情報通信ネットワーク設置要項第9条の規定により、Torikyo-NET を利用する学校及び教育機関のウェブページ公開に関して必要な事項を定める。

### (ウェブページの管理責任)

第2条 学校及び教育機関が、公開するウェブページについては、そのウェブページを開設した学校及び教育機関の長が管理責任を負うものとする。

### (ウェブページに関する検討組織の設置と役割)

第3条 ウェブページを開設しようとする学校及び教育機関は、自らのウェブページが目的に沿っているかどうかを検討する組織（以下「ウェブページ検討委員会」という）を設置する。

2 ウェブページの開設・公開・削除に当たっては、ウェブページ検討委員会が内容、必要性等を検討し、学校及び教育機関の長の承認を得るものとする。

### (ウェブページの開設)

第4条 ウェブページの開設にあたっては、別途定める「学校ウェブページ作成のガイドライン」に沿うこととする。

### (ウェブページの開設・公開)

第5条 ウェブページの開設・公開を希望する場合は、県立学校及び教育機関においては、ウェブページ開設・公開申請書（様式第1号）を直接統括管理者に提出し、市町村立及び学校組合立学校においては、市町村（学校組合）教育委員会を経由して統括管理者に提出しなければならない。

2 統括管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その適否を県立学校においては、申請者に、市町村立及び学校組合立学校においては、申請者及び市町村（学校組合）教育委員会に通知する。

3 統括管理者は、前項により開設・公開に適すると判断されたウェブページの開設・公開を行うものとする。

### (ウェブページの閉鎖・再開)

第6条 前条第2項の規定により、ウェブページの開設・公開が認められた学校及び教育機関がその閉鎖を希望する場合は、県立学校及び教育機関においては、ウェブページ閉鎖届（様式第2号）を直接統括管理者に提出し、市町村立及び学校組合立学校においては、市町村（学校組合立）教育委員会を経由して統括管理者に提出しなければならない。

2 閉鎖されたウェブページの再開を希望する場合は、県立学校及び教育機関においては、ウェブページ再開届（様式第3号）を直接統括管理者に提出し、市町村立及び学校組合立学校においては、市町村（学校組合）教育委員会を経由して統括管理者に提出しなければならない。

(ウェブページの削除)

第7条 第5条第2項の規定により、ウェブページの開設・公開が認められた学校及び教育機関がその削除を希望する場合は、県立学校及び教育関係機関等においては、ウェブページ削除届(様式第4号)を直接統括管理者に提出し、市町村立及び学校組合立学校においては、市町村(学校組合)教育委員会を経由して統括管理者に提出しなければならない。

(統括管理者による閉鎖)

第8条 統括管理者は、教育上不適切な内容やその他関係法令により不適当な内容を掲載しているウェブページについては、学校及び教育機関に事前に通知することなく、そのウェブページを閉鎖できる。

(その他)

第9条 ウェブページ掲載においては、下記の点に従うこと。

- (1) 商用ページへのリンク等は、教育上必要と認められる場合を除き原則禁止する。
- (2) Torikyo-NET の設定に関する情報の掲載は原則として禁止する。
- (3) www.torikyo.ed.jp サーバ上のウェブページのデータ量は、原則 20MB以内とすること。
- (4) 外部のウェブページにリンクするときはリンク先アドレスを明確にし、リンク先のウェブページは別ウィンドウで表示すること。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年9月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年4月14日から施行する。